

柳井市教育委員会会議 会議録

1 会議の開催

- (1) 日 時 令和3年3月23日(火) 開会 午後1時30分
閉会 午後2時05分
- (2) 場 所 柳井市役所 3階大会議室

2 出席委員

教育長	西元 良治
委 員 (教育長職務代理者)	西原 光治
委 員	河岡 治子
委 員	厚坊 俊己
委 員	横山 志磨

3 欠席委員

なし

4 出席事務局職員

教育部長	三浦 正明
教育部次長(図書館担当)	石岡 雅朗
教育総務課長	有道 茂一
教育総務課施設担当課長	岡原 由明
学校教育課長	中本 隆徳
生涯学習・スポーツ推進課長	山本 直邦
サンビームやない館長	脇村 直孝
学校給食センター所長	小田 文孝
教育総務課長補佐(書記)	惣上分 常代

5 傍聴者

なし

6 会議日程

(1) 議 案

- ①議案第22号 市長からの意見聴取について(令和2年度3月補正追加)
- ②議案第23号 柳井市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について

(2) その他

7 議事の概要

(1) 開会

教育長から、教育委員会会議の開会の宣言があった。
(午後1時30分 開会)

(2) 会議録署名委員氏名

教育長から、会議規則第13条の規定に基づき、厚坊委員、横山委員の両名を指名した。

(3) 議事内容

①議案第22号 市長からの意見聴取について（令和2年度3月補正追加）

教育長は事務局に説明を求め、有道課長、中本課長、山本課長、石岡部次長、脇村館長及び小田所長から、一般会計予算3月補正追加について下記のとおり説明があった。

- ・今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策関連事業で、事業費の確定や、決算見込みにより、減額補正する。

- ・教育総務費の事務局費の報償費について、本市出身で県外在住の大学生等を応援するため、やないのふるさと産品を支給するやない学生応援事業の報償費であり、事業費の確定に基づき減額補正する。

- ・小学校費の学校管理費の工事請負費、施設改良工事費は、屋内運動場の網戸設置工事費で、屋内運動場は、災害時等には市民の避難所として利用されることから、換気用の網戸を設置する。12月補正で予算措置を行ったが、決算見込みにより、減額補正する。この工事では、特殊製作品の網戸を使用するが、工期内の納品が間に合わなかったため、令和3年度に繰り越し施工し、工事完了は、4月末の予定である。

- ・小学校費の教育振興費の役務費、通信運搬費について、学校の臨時休業等の緊急時において、オンライン学習を想定し、家庭で学習を継続できる環境を整備するため、児童に貸し出すモバイルWi-Fiルーターを準備し、併せて低所得者対策として通信料を計上していたが、現在の新型コロナウイルス感染症の拡大状況では、臨時休業は行われないため、減額補正する。

- ・小学校費の教育振興費の備品購入品、教材等備品購入費について、GIGAスクール構想の児童生徒・教職員向けの1人1台端末及び低所得者対策としてのモバイルWi-Fiルーターの購入費は、事業費の決算見込みにより減額補正する。

- ・中学校費の学校管理費について、歳出の変更はないが、新型コロナウイルス感染症対策の関連事業として、衛生用品や備品等の購入、屋内運動場の網戸設置工事を行っており、その財源に新型コロナウイルス感染症対応地域創生臨時交付金を充当するため、財源の組替を行う。

- ・中学校費の教育振興費の役務費、通信運搬費について、先ほど説明した小学校費の教育振興費と同様に、学校の臨時休業等の緊急時において、オンライン学習を想定し、生徒に貸し出すモバイルWi-Fiルーターを準備し、通信料を計上していたが、減額補正する。

- ・中学校費の教育振興費の委託料、学校パソコン環境設定委託料について、1人1台端末の初期設定委託料は、決算見込みにより減額補正する。

- ・中学校費の教育振興費の備品購入品、教材等備品購入費について、先ほど説明した小学校費の教育振興費と同様に、1人1台端末及びモバイルWi-

Fiルーターの購入費は、事業費の決算見込みにより減額補正する。

- ・社会教育費の公民館費について、トイレ手洗い水栓自動化部分に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当する。
- ・社会教育費の図書館費の備品購入費について、柳井図書館及び大畠図書館に図書除菌器を1台ずつ購入しているが、実績により減額補正する。
- ・社会教育費の文化福社会館費について、指定管理者支援補助金及びトイレ手洗い水栓自動化部分に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当する。トイレ手洗い水栓自動化については、令和3年度に繰り越し、5月末に完成予定である。
- ・社会教育費のサンビームやない運営費について、トイレ手洗い水栓自動化部分に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当する。トイレ手洗い水栓自動化については、令和3年度に繰り越し、5月末に完成予定である。
- ・社会教育費の文化財保護費について、トイレ手洗い水栓自動化部分に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当する。これについても、令和3年度に繰り越し、5月末に完成予定である。
- ・社会教育費の月性展示館費について、トイレ手洗い水栓自動化部分に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当する。これについても、令和3年度に繰り越し、5月末に完成予定である。
- ・保健体育費の給食センター運営費の学校臨時休業対策費補助事業について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源充当する。
- ・保健体育費の体育施設費について、指定管理者支援補助金及びトイレ手洗い水栓自動化部分に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当する。トイレ手洗い水栓自動化については、令和3年度に繰り越し、5月末に完成予定である。
- ・保健体育費の市民球場管理費について、トイレ手洗い水栓自動化部分に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当する。これについても、令和3年度に繰り越し、5月末に完成予定である。
- ・保健体育費のウェルネスパーク管理費について、指定管理者支援補助金の減額及び同補助金とトイレ手洗い水栓自動化部分に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当する。トイレ手洗い水栓自動化については、令和3年度に繰り越し、5月末に完成予定である。

主な質疑は以下のとおり

西原委員：どういう時に減額するのか。

有道課長：物品を購入し金額が確定するなど、事業が終了しているものは、確定で減額し、事業は終了していないが、ほぼそうであろうという見込みで減額する場合の2通りある。

この他に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

②議案第23号 柳井市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について

教育長は事務局に説明を求め、中本課長から、柳井市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について、下記のとおり説明があった。

「休日のまとめ取り」のための1年単位の変形労働時間制の導入のため、規則の一部を改正、施行日を令和3年4月1日とする。導入のイメージの例として、「夏季休業中8月に連続3日間の休日を確保するため、繁忙期である4・5月に、勤務時間を8時間30分とする日を設ける。」それにより、8月に連続3日間の休日を確保できるということであるが、現場ではその環境が整っていないのではないかということで、反対意見もある。柳井市では、制度は整備するが、運用は来年度4月から即、開始するのではなく、校長や教職員へ理解を深めてもらってからということで、まず、環境整備を進めていきたい。環境整備として、保護者や地域の方に働きかけていくため、4月からPTA総会や学校運営協議会の場で、働き方改革について説明していく。

主な質疑は以下のとおり

西原委員：4月1日から施行されるのか。

中本課長：申し出があれば、校長の判断で取得可能である。ただし時間外勤務が山口県の場合、月42時間以内という制約があり、取得可能な学校は限られている。

河岡委員：本来働きやすい方法に変えていこうという動きのはずなのに、先生方に不評ということは、先生方にはよくない仕組みかもしれない。改善の余地があるので、今後改革をするにあたっては、積極的に先生の意見を取り入れ、働きやすい方法にして欲しい。

教育長：先生方が働きやすい職場にすることが、子どもたちのためになるので、教育委員会としても努力していく。

厚坊委員：先生方にとって働き方改革で一番やって欲しいことは、時間というよりも仕事量の見直しではないか。質は落とせないなので、量を減らすことを考えなければならない。4月、5月の忙しい時に一生懸命に働いて、3か月後の夏休みにやっと休みが取れるという先生方の現状をよく知っておかなければならない。

この他に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

(4) 協議会

教育長から、暫時、協議会とする宣言があった。

(午後1時55分 協議会)

(午後 2 時 0 5 分 再開)

(5) 閉会

教育長から、協議会を閉じ、教育委員会会議の閉会の宣言があった。

(午後 2 時 0 5 分 閉会)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

教 育 長 西 元 良 治

署名委員 厚 坊 俊 己

署名委員 横 山 志 磨

調 整 者 有 道 茂 一